

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年11月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚 孝之

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ富谷店

黒川郡富谷町富ヶ丘1-3-22

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚 孝之

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

4 変更した事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,476㎡

(変更後) 2,900㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 189台

(変更後) 130台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設A棟 70㎡ 荷さばき施設B棟 143.3㎡

(変更後) 荷さばき施設① 70㎡ 荷さばき施設② 15㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物保管施設A棟 30.6m³ 廃棄物保管施設B棟 40.5m³

(変更後) 廃棄物保管施設① 30.6m³ 廃棄物保管施設② 13.5m³

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前9時 (閉店時刻) 午後10時

(変更後) (開店時刻) 午前0時 (閉店時刻) 翌午前0時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 45 分から午後 10 時 30 分まで

(変更後) 24 時間

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 7 時から午後 10 時まで

(変更後) 午前 6 時から午後 10 時まで

5 変更する年月日

(1) 駐車場の位置及び収容台数, 荷さばき施設の位置及び面積及び廃棄物等の保管施設の位置及び容量

平成 28 年 6 月 24 日

(2) それ以外の事項

平成 27 年 12 月 9 日

6 届出年月日

平成 27 年 10 月 23 日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課, 宮城県県政情報センター及び富谷町役場

8 縦覧期間

平成 27 年 11 月 13 日から平成 28 年 3 月 14 日まで (ただし, 閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。